

単価契約仕様書

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

(担当 民部・小笠原 電話 075-222-3622)

件名	へき地診療に係る送迎について
予定数量	1, 076時間
契約期間	令和9年4月1日～令和10年3月31日
契約条件	1 業務内容 京都市（以下「甲」という。）が実施するへき地診療事業に従事している医師・看護師・歯科医師・歯科衛生士（以下「医師等」という。）や患者の送迎を行う。 2 実施方法 へき地診療を実施する診療所（以下「へき地診療所」という。）と甲の執務場所又は医師等宅との間での医師等の送迎を行う。 診療所の場所、診療日、送迎の発着場所及び時刻の目安等については、別紙のとおりとする。 送迎業務受託者（以下「乙」という。）は指定された場所、時間に医師等を迎えに行き、各へき地診療所に送り届ける。その後、診療が終了するまで現地で待機し、診療終了後、医師等を指定された場所まで送り届ける。※医師等より診療時間内の患者送迎を依頼する場合あり。 なお、所要時間は医師等の最初の乗車時刻から、診療終了後の医師等が甲の執務場所又は医師等宅で最後に降車するまでの時間であり、現地での待機も所要時間に含む。ただし、医師等宅が京都市外にある場合、別紙の注釈のとおりとする。別紙の注釈に定めのない診療所については、甲乙協議のうえ、決定する。 3 送迎経路について 送迎の経路については、合理的かつ安全に配慮した経路を乙が選定し、事前に甲の了承を得て実施する。 有料道路の使用については、外畑診療所への送迎時に限るものとする。 ただし、天候不順や災害等が発生したことにより、やむを得ず他の診療所への送迎に、有料道路を使用する場合や通常の送迎経路以外の経路を使用する場合は、甲へ事前に了承を得るものとする。 また、医師等が交代となり送迎場所が変更となる場合がある。この場合、速やかに甲は乙に連絡する。

	4 実績報告について 乙は、月毎の実績を翌月 10 日までに甲へ報告するとともに、支払いに必要な書類も併せて提出すること。また、有料道路を使用した場合、それを証明するために、領収書（写）も併せて提出すること。 5 支払いについて 甲は乙の実績報告に基づいて、1 時間当たりの単価に当該月の総所要時間を掛けた額を支払う。 なお、毎回の所要時間については 30 分単位で計算し、11 分未満については切り下げ、11 分以上については切り上げることとする。 また、有料道路使用分については、別途、実費額を支払う。 6 休診時等のキャンセル（変更）対応について 医師等の都合により休診となることが判明した場合及び送迎場所が変更になった場合、甲は乙に速やかに連絡する。 なお、料金については、出発時刻の 2 時間前までにキャンセル（変更）を行った場合は、発生しないものとし、それ以降のキャンセル（変更）となった場合、キャンセル料として所要時間 1 時間分に相当する業務が発生したものとする。 7 資格等について 乙の資格については、国土交通省から道路運送法で定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者に限る。 8 使用車両について 乗車人数は 1 人～2 人であり、また診療所へ医療機器等の荷物を運ぶことがあるので（段ボール数箱程度）、それらを積載できる車両とする。 9 権利義務の譲渡の禁止 乙は、第三者に対し、事業の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、またはこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはいけない。ただし、予め甲の承認を受けたときはこの限りではない。 10 秘密の保持 乙は、事業の実施に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。事業が完了した後もまた同様とする。
--	---

	11 損害賠償責任 乙は、次に該当するときは、その損害を被害者に賠償しなければならない。 (1) 乙が事業を実施するうえで、甲又は第三者に損害を与えたとき。 (2) 次項に定めるところにより、この契約が解除された場合において、甲に損害を与えたとき。 12 契約の解除 甲は、乙が次に該当するときは、費用の一部若しくは全部の返還を請求し、又はこの契約を解除することができる。 (1) この契約を履行しないとき、または、履行の見込がないと認められるとき。 (2) この契約の解除を申し出たとき。 (3) その他乙がこの契約に違反したと認められるとき。 13 その他 本仕様書に掲げる業務以外の業務が生じた場合は別途契約する。 契約期間中に組織改正等により甲の執務場所が変更となる場合がある。この場合は、甲から乙に事前に連絡する。 この契約に疑義があるとき、またはこの契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど甲乙協議のうえ決定するものとする。 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、医師等の交代及び本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 乙は勤務実績を証する資料を保管し、正確な勤務実績を把握すること。またそれらを甲の求めに応じて提出すること。 甲は立入検査又は監査（以下「立入検査等」という。）を求めることができ、乙は甲の立入検査等を受け入れなければならない。
--	---

(別紙)

	診療場所	所在地	診療曜日 ※2	送 迎 時 間※1				年間所要時間 合計(h)	所要時間 平均(h)※3	令和9年度 日数
				看護師等宅発	医師宅発	受付時間	看護師等宅着			
医科	久多	左京区久多下の町203	火	(看護師宅発) 11:40		13:30～16:00	(看護師宅着) 17:00	270	5.5	49
	外畑	西京区大原野外畑町1-1(外畑公民館内)	木	(看護師宅発) 12:35	13:15	14:00～15:00	(看護師宅着) 16:30	160.0	4.0	40
	越畑	右京区嵯峨越畑中ノ町23-1 (越畑自治会館内)	水	(看護師宅発) 13:00		13:30～14:30	(看護師宅着) 16:20	161.0	3.5	46
	水尾	右京区嵯峨水尾宮脇町10	金	(看護師宅発) 13:25	13:45	14:30～15:30	(看護師宅着) 16:35	150	3.0	50
歯科	花脊	左京区花脊大布施町196 (左京区役所花脊出張所内)	木	(歯科衛生士宅発) 12:40		14:00～16:00	(歯科衛生士宅着) 17:30	140	5.0	28
	宕陰	右京区嵯峨越畑中ノ町23-1 (越畑自治会館内)	木	(歯科衛生士宅発) 9:00		10:00～12:00	(歯科衛生士宅着) 13:30	110.0	5.5※4	20
	久多	左京区久多下の町203	隔週金		12:00	13:00～15:30	(歯科医院着) 17:00	85	5.0	17
合計								1075.5	31.5	250
(小数点以下切り上げ)								1076.0		

※1 上表の送迎時間については目安であり、医師等の都合や診療時間の延長等により前後することがある。

※2 診療は、医師等の都合による休診を除き、毎週行われる(久多は隔週)が、祝日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)は休診。

診療日は、花脊:4月～10月末、宕陰:11月～翌年3月末、久多:4月～12月中旬としているが、延長等、変更になる場合がある。

※3 所要時間については、医師等宅を出発してから医師等宅へ到着するまでの時間で、現地での待機時間を含む。

※4 宕陰歯科診療所の所要時間については、医師等宅が京都市外にあるため、医師等宅を出発してから医師等宅へ到着するまでの時間と現地への待機時間に加え、京都市内から医師等宅までにかかる時間(往復1時間)を含んだ時間となっている。